

3. 川口市空家等対策に関する条例

平成 30 年 3 月 29 日条例第 28 号

川口市空家等対策に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等（法第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。以下同じ。）の対策に関する必要な事項を定めることにより、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(指導)

第 2 条 市長は、空家等（特定空家等（法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等をいう。）を除く。以下この条及び次条において同じ。）の所有者等（法第 3 条に規定する所有者等をいう。以下同じ。）に対し、当該空家等に関し、修繕、立木等の伐採、雑草の除去、防犯上の措置その他の周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるよう指導をすることができる。

(勧告)

第 3 条 市長は、前条の規定による指導をした場合において、なお、当該空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該指導を受けた者に対し、期限を定めて、当該指導に係る措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(緊急措置)

第 4 条 市長は、空家等の管理が不全な状態に起因して、不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼすおそれがあり、かつ、第 2 条の指導若しくは前条の勧告又は法第 14 条第 1 項の助言若しくは指導、同条第 2 項の勧告若しくは同条第 3 項の命令により所有者等に当該危害を避けるための措置を行わせる時間的余裕がなく緊急に当該措置を行う必要があると認める場合に限り、当該危害を避けるための必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により自ら又はその命じた者若しくは委任した者により措置を講じたときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知しなければならない。

3 市長は、前項の通知をしようとする場合において、当該空家等の所有者等を確知することができないとき、又は当該空家等の所有者等の所在が判明しないときは、当該通知の内容を公示しなければならない。

4 市長は、第 1 項の措置に係る費用を支出したときは、当該空家等の所有者等に対し、その費用の償還を請求することができる。

(立入調査)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、当該空家等に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(軽微な措置)

第6条 市長は、空家等について、開放されている扉又は窓の閉鎖、支障物の移動、立入禁止のための措置その他の規則に定める軽微な措置を講ずることにより地域における防犯上又は保安上の支障を除去し、又は軽減することができることを認めるときは、必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

(身分証)

第7条 第4条第1項若しくは前条の規定による措置又は第5条第1項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(関係行政機関との連携)

第8条 市長は、第4条第1項若しくは第6条の規定による措置又は第5条第1項の規定による立入調査をするに当たり必要があると認めるときは、警察その他の関係行政機関に必要な協力を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。